

大学教育後援会の組織体制に関する研究 —適切な運営のための体制整備に向けて—

藤岡英治[†]、井上博晶^{††}

A Study on Organization of “University Education Supporters’ Association”

:Establishing a System for Appropriate Operation of the Business

FUJIOKA Eiji · INOUE Hiroaki

目次

- I. はじめに～問題の所在と検討内容
- II. 大学教育後援会とその現況
- III. 大学教育後援会における不正とその事例
- IV. 大学教育後援会の組織体制の在り方、方向性
- V. おわりに

I. はじめに～問題の所在と検討内容

日本の大学（短期大学を含む）において、在学生の保護者が会員となる組織である大学教育後援会、父母の会や卒業生が会員となる同窓会、校友会など（以下、両組織を総称する場合には後援会等とする）は広く普及している¹。後援会等の歴史は古く、大学教育後援会を例にあげるならば、新制大学発足前の1947年以前よりすでに設置されていた。国公立大学の場合、官立女子高等師範学校や官立もしくは公立の専門学校など、旧制度下の学校で設置され、それが今日に継承されている。また、私立大学の場合には、旧制高等女学校保護者会を起源とし、現在は学園単位の教育後援会として組織されている事例、あ

[†] 大阪産業大学 経営学部経営学科 教授

^{††} 大阪産業大学 経営学部経営学科 講師、特定非営利活動法人環境デザイン・エキスパーツ・ネットワーク副理事長

草稿提出日 7月19日

最終原稿提出日 7月21日

¹ 後援会等と同様に任意団体であり、その会員が小学校、中学校、高等学校における児童、生徒の保護者となる組織にPTA（Parent-Teacher Association）がある。

るいは旧制大学時代からの後援会を継承している事例がある（大川・大野・寫田、2020、309）。

このような戦前より設置されている後援会等を対象とした研究はこれまで活発であったとは言えず、後援会等の内、大学教育後援会を対象とした先行研究としては大川・大野・寫田（2020）があるのみである²。その理由として、大川・大野・寫田（2020、305頁）は、大学において大学教育後援会が広く普及、展開している状況にもかかわらず、高等教育研究にその研究および調査報告が見出せない理由には、「最高学府」たる大学への「保護者参画」という事実により研究者や大学構成員がまだ違和感や抵抗感を持っていることが影響していると指摘している。しかしながら、近年、多くの大学の公式 Web サイト上には、大学教育後援会のページやリンクの設定が行われ、保護者を対象としたページの充実がはかられている。また、大学教育後援会が主催する大学教職員との教育懇談会（保護者と大学教員や事務職員等との懇談、相談など）は、多くの大学において全国各地にて実施されている。これらのことから、大学教育後援会の位置づけやその重要性が高まっていると言え、これまでの「保護者参画」に対する違和感や抵抗感は低下し、逆に大学教育後援会との連携をより強める傾向にあると言え、今後の研究が期待できる領域と言える。

その大学教育後援会の運営については、大学とは独立した組織でありながら、大学あるいは大学教職員（教育職員と事務職員）が関与することが多く、その運営の在り方について課題がないとは言えない。例えば、大学教育後援会は、組織としては法的根拠のない任意団体であることが多いため、会員より徴収した会費の管理における金融機関口座の開設一つをとっても手続き上の困難が伴う場合がある。また、保護者を代表とする役員のみならず、大学あるいは大学教職員による関与が影響し、大学教育後援会における会計上の不正や私的流用、あるいは組織ガバナンスに関わる問題も少なからず発生している³。この

² PTA の歴史は古く、大学教育後援会と比較して PTA を対象とした研究は多くある。ただし、その研究は、望月（2019）、村山（2020）の研究のように PTA の存在意義を問う研究やその運営の在り方に関する研究が中心であり、本稿の検討対象である組織体の検討を行うものは皆無である。

また、大学の卒業生が会員となって組織される同窓会や校友会に関する研究は、大学教育後援会と比較すると多くあり、それには、天野（2000）、江原（2009）、高田（2012）、寺崎（2012）、高田（2014）、高田（2015）、原（2016）、大川（2016）、原（2017）、古畑（2021）などがある。これらの研究は、大学教育後援会の検討にあたって大いに参考になるところがあるが、大学教育後援会組織と同窓会組織での対大学との関係には違いがあることから、本稿では同窓会に関する検討は行わず、あくまで大学教育後援会の課題の抽出の検討に集約している。

いずれの組織にあっても、営利組織や非営利組織に関する先行研究と比較すれば活発とは言えない状況にある。

³ PTA においても不正や私的流用の事件が多く発生しており、大学教育後援会と同様の問題が存在している。

不正や私的流用の背景には、大学教育後援会における予算規模の拡大、すなわち大学教育後援会における年次収入金額が予算書において数億円規模に上るところもあり、それに見合ったガバナンス、管理体制が整備されておらず、その体制整備が追いついていないことがその原因の一つにある。

このような状況を受け本稿では、今後の大学教育後援会の運営主体やガバナンス体制の検討にあたって、日本における後援会等の内、大学教育後援会をその対象として、①日本における大学教育後援会の現状の確認、すなわち設置状況やその事業目的の確認、②大学教育後援会における不正等の事例の提示、すなわち、大学教育後援会における運営上の問題を惹起せしめた不正事例の確認、および③一般社団法人や特定非営利活動法人（NPO法人）のような別の組織形態による大学教育後援会運営の主体や代行の方向性の提示、すなわち簡易的な調査による法人化の実態の確認を行い、大学教育後援会の運営主体やガバナンス体制検討についての今後の検討課題を抽出する。

本研究により、これまで先行研究として取り上げられてこなかった大学教育後援会の組織形態やガバナンスの提言につながり、大学教育後援会が現在抱えているさまざまな課題の解消にも貢献するものとなる。さらに、本研究は、大学教育後援会の組織のみならず、同窓会・校友会や小中高等学校を中心とした保護者の組織であるPTA（Parent-Teacher Association）を含めた後援会等における組織体制への提言につながるものである。

Ⅱ. 大学教育後援会とその現況

本節では、本稿の検討対象である大学教育後援会の意義について確認するとともに、その設置状況、大学教育後援会をめぐる不正事例を取り上げ、大学教育後援会の現況を確認する。

1. 「権利能力なき社団」としての大学教育後援会

日本における大学教育後援会は、その設立根拠法がない任意団体である。言い換えるならば、特別法によりその設置が認められている非営利組織（一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人や医療法人、社会福祉法人など）とは異なり法人格を取得していない組織である。また、民法上の組合とは位置づけられない組織であり、このような

組織は「権利能力なき社団」として位置づけられてきた⁴。

この「権利能力なき社団」とは、戦前のドイツにおけるライヒ裁判所 (Reichsgericht) の判例にも示されており⁵、ドイツにおける従前の権利能力なき社団論を日本において継受したものである (阿久澤、239-242)。日本における「権利能力なき社団」の意義については、判例において、「権利能力のない社団と叫ぶためには、団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則が行なわれ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、しかしてその組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならないのである。」⁶と示されていた。

大学教育後援会は、この判例が示すように、大学における在学生の保護者を会員とする団体としての組織であり、後援会総会のような会員が参加し、審議を行うことにより多数決の原則が機能し、在学生が卒業したならば、その役員や構成員も変更するが、その組織は存続し、会則等により資金管理、意思決定の在り方などが明記されていることから、「権利能力なき社団」に位置付けられる。

「権利能力なき社団」である大学教育後援会は、法人格を有さないため、その運営において様々な制約が生じる。しかしながら、大学教育後援会が法人格を有せないわけではなく、実際に法人格を有している大学教育後援会もある。法人格を有する途があるにもかかわらず、あえて「権利能力なき社団」を選択しているか、あるいは法人格への移行の検討を行う上で短期間に大学教育後援会の役員が入れ替わる現状から、その問題に対処できない状況にあるのではないかと思われる。いずれにしても、大学教育後援会は、様々な組織形態へと法人化できる可能性を秘めていることから、可能な組織形態の概要把握をし、今後の研究の方向性を示す必要がある。

2. 大学教育後援会の現状

大学教育後援会は多くの大学において設置されている。その現状についての先行研究に大川・大野・鳥田 (2020) がある。この先行研究では、大学教育後援会を「学生の保護者 (父母・保証人) が会員となって活動の主体を担い、会員と大学との交流、教育環境の整備、

⁴ 大学教育後援会やPTAは、社会教育法第10条に規定されている「社会教育関係団体」であり、これは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であることが示されている (社会教育法第10条)。なお、社会教育関係団体は法人とは異なりその設置に関する規定はないことから、大学教育後援会やPTAは設立根拠法のない団体となる。組合組織と権利能力なき社団との関係を取り上げた先行研究として、納屋 (2015)、後藤 (2020) がある。

⁵ ドイツライヒ裁判所の判例については、林・前田 (2016、42) に紹介されている。

⁶ 最高裁判所第一小法廷判決、建物収去土地明渡請求 昭和39年10月15日判決。

(https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/694/053694_hanrei.pdf (2021年7月19日検索))

学生の福利厚生支援など、会員および学生への便宜提供を念頭に置いた事業を行う学外組織」（大川・大野・鳶田、307）と位置づけ、主としてその設置状況や事業目的について大学評価と関連付けて調査、整理を行っている。

（1）大学教育後援会の設置状況

大学教育後援会の設置状況は、大学単位での設置、学部単位での設置、大学と短大の共同設置、さらには小・中・高を含めた学園全体で設置する場合がある（大川・大野・鳶田、307）。大学教育後援会の設置数は、表1に示すように、6割から7割の大学において設置されている。大学教育後援会の設置の在り方は、当該大学や学校法人の現在に至るまでの歴史、すなわち、大学の統廃合、学部新設や医学部では学部・学科単位での設置が主であるなどの学部の特質によってさまざまである（大川・大野・鳶田、309）。

表1 「大学教育後援会」の設置状況（2020年3月現在）

大学教育後援会を設置する大学組織単位	国立大学	公立大学	私立大学	総数
大学単位	29	60	331	420
「大学・短大」単位	0	0	25	25
学部単位	58	1	29	88
学科単位	7	0	4	11
学園単位（初等中等学校も含む）	0	0	14	14
学園グループ（複数大学）単位	0	0	1	1
キャンパス（校地）単位	5	3	2	10
大学教育後援会設置数 ^① （A）	99	64	406	569
大学教育後援会設置大学数	61	63	391	515
2019年度大学数 ^② （B）	86	91	607	784
設置比率（A/B×100）	71%	69%	64%	66%

①学部単位の設置も含むため、合計数が大学数を上回る。

②「令和元年度 全国大学一覧」に掲載されている大学数を示す。

出所）大川・大野・鳶田（2020、309）を一部修正している。

日本において大学教育後援会は、約570ほど設置されている。その各々が大学や大学教育後援会の現在に至るまでの経緯を受け、その設置主体の単位、すなわち学園単位、大学単位、学部単位として設置、運営がなされている。この設置主体の単位が大学教育後援会の組織形態や法人化などに影響を及ぼしている可能性があることから、今後の検討の論点の一つとして留め置いておくことにする。

(2) 大学教育後援会の事業目的とその特質

大学教育後援会は、社会教育法第10条に規定されている社会教育関係団体、すなわち「公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」であり、国や地方自治体、あるいは文部科学省等の監督官庁の支配を受けず大学や大学を設置する法人外に設立される組織である⁷。したがって、社会教育に関する事業を行う組織として公の影響を受けず、大学教育後援会はその事業目的に従って運営がなされることになる。

大川・大野・寫田は、大学教育後援会の目的を会則における規定に基づき調査している。その調査では、会則に明記されている事業目的において使用されている語彙を抽出し、表2のように整理を行っている（大川・大野・寫田、311-312）。

表2 会則の目的規程における頻出語彙

頻出語彙	出現規約数	比率	頻出語彙	出現規約数	比率
教育	201	65%	家庭	50	16%
発展	128	42%	援助	50	16%
学生	122	40%	福利厚生	49	16%
相互	117	38%	連携	47	15%
大学	107	35%	生活	44	14%
寄与	77	25%	保護者	33	11%
協力	77	25%	後援	33	11%
支援	54	18%	課外活動	29	9%
研究	51	17%			

出所) 大川・大野・寫田 (2020, 311)。表2は、会則を確認できた307の大学教育後援会（国立大学61、公立大学43、私立大学203）の状況を示している。例えば、「教育」の201は、307の大学教育後援会の内、201の大学教育後援会で確認ができたことから、その割合は65%（ $201 \div 307 \times 100$ ）であることを示している。

この調査でも明らかなように、大学教育後援会の事業目的の筆頭は、大学教育の支援目的であり、その他の頻出語彙、すなわち「発展」、「相互」、「寄与」、「協力」、「支援」などと組み合わせられて、大学教育の側面支援を行っている実態がうかがえる。

大学教育後援会の事業目的から得られる今後の検討点としては、各々の大学教育後援会の役割や事業目的を達成するために、組織形態として現状のいわゆる任意団体として「権利能力なき社団」でいいのか、あるいは一部の大学教育後援会においては導入されている法人化を行うことがより事業目的の達成につながるものであるかについて比較検討を進め

⁷ 例えば、防衛省の施設等機関である防衛大学校には、大学教育後援会は組織されていないが、卒業生が会員となる「防衛大学校同窓会」が組織されている。防衛大学校においても、同窓会組織は公の支配を受けない大学の組織外に設置されている。

ていく必要がある。

また、会則に規定されていない事業が会員総会での決定事項として行われている場合も想定される。例えば、会則に示されていない事業であるが、学生の教育支援につながるとして大学と共同で出資をし、株式会社を設立している事例もあると予想される⁸。このような事業目的から逸脱したものと受け取られかねない行為や明らかにその事業目的と異なること、言い換えれば不正や不祥事に関与している場合もある。事業目的の遂行を着実にを行い、不正や不祥事を防止する組織として大学教育後援会のあるべき組織形態やその機関設計についても検討する必要がある。

Ⅲ. 大学教育後援会における不正とその事例

前節の検討で抽出された会則に規定されていない事業の実施や大学教育後援会が関わる不正や不祥事の詳細な調査、検討は改めての検討課題とし、以下では、大学教育後援会が関わった不正事例を一部取り上げ、大学教育後援会における不正防止の観点も含めた機関設計やガバナンス体制の重要性を示すことにする。

1. 日本公認会計士協会による非営利組織に関する不正調査

日本公認会計士協会は、2010（平成22）年8月に非営利組織に関する不正調査の事例分析として日本公認会計士協会経営研究調査会研究報告第43号「非営利組織の不正調査に関する公表事例の分析」（以下、第43号とする）を公表した。第43号は、それに先立つ4月に営利組織を対象として公表された日本公認会計士協会経営研究調査会研究報告第40号「上場会社の不正調査に関する公表事例の分析」（以下、第40号とする）と同じく不正調査分析を行っているが、その対象を非営利組織にしたものである。第43号では、非営利組織の内、①行政組織、②特殊法人および公益法人等、③教育研究機関、④その他の非営利組織の中で不正が発生した30団体を分析対象として選定し、その不正の分類やその特徴について整理、報告を行っている。

第43号において取り上げられている非営利組織の不正は、上場会社を対象とした第40号と同じく、その多くは会計情報などを対象とした会計不正であるが、営利組織と非営利組織では不正実行者の不正実施の目的が異なっている（日本公認会計士協会、2010B、7、21）。すなわち、営利組織が決算操作目的であるのに対して、図1に示すように、非営利

⁸ 会則には明記されていないものの、その他事項として総会における承認を得て実施されている場合が大半である。

組織の会計不正の実施目的は、「資金操作目的」⁹の割合が高いものとなっている。なお、大学教育後援会が関わった不正において、資金操作目的は、私的理由により実行されることが多く、したがって、「横領」の項目も重複する場合がある。

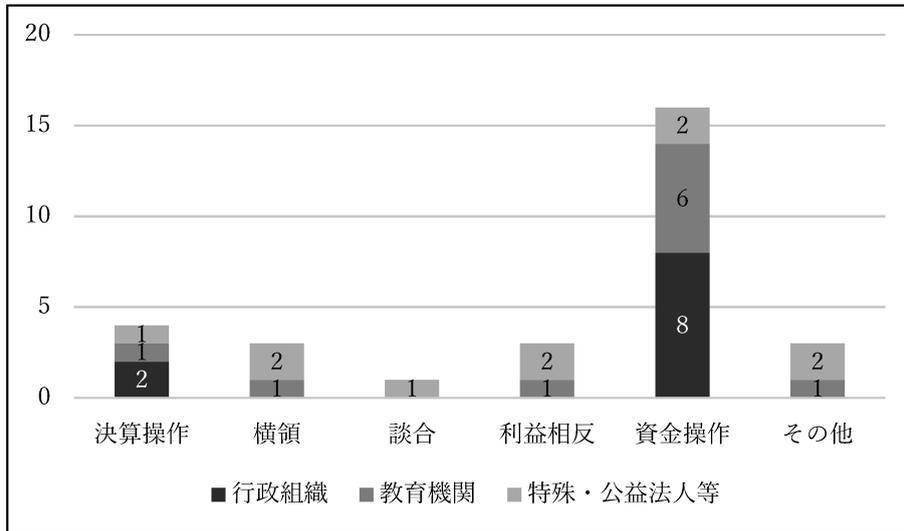


図1 分析対象30団体の不正の内容

出所) 日本公認会計士協会経営研究調査会研究報告第43号「非営利組織の不正調査に関する公表事例の分析」93頁を一部修正している。

次節では、大学教育後援会を含む後援会等に関わる不正事例を取り上げるが、当該事例も資金操作目的や横領に該当するものである。実際、このような不正は表沙汰にならず大学などを含む組織内で処理、対応されているものも多くあると予想される。これらの不正を防止するためには、組織ガバナンス体制の見直し、すなわち法人化による運営責任者の明確化や外部の監査人による第三者によるチェックを行うことなどが考えられ、実際、そのような対応を行っている後援会等も増えてきている。この点からも大学教育後援会の組織形態やガバナンス、機関設計について検討する意義がある。

⁹ 非営利組織における資金操作は、組織体において経理を担当あるいは組織において責任を有する者が組織の目的とは異なる私的な目的で資金を融通するために会計操作を行い資金のプールや裏金をつくることや預け金、差替、翌年度納入なども含めている（日本公認会計士協会、2010B、44、93）。

2. 後援会等に関わる不正事例

（1）教育後援会¹⁰と学校法人、大学との位置づけからもたらされる不正

第43号には、後援会等の不正事例検討において参考になるものが1件取り上げられている。2007年に学校法人大阪初芝学園の当時の理事長による不適切な会計処理、業者からのバックマージンによる資金の簿外管理とその資金による献金、接待の問題である¹¹。「学校法人大阪初芝学園における不適切な会計処理の是正計画—行動プログラム—」において、「不適切な会計処理を行ってきた「教育後援会」および「駐車場事業」については、1月20日までに理事長らが学園への損失の補填を行った上で、1月末までに残金を学校法人会計に繰入れ、精算を行います。」（学校法人大阪初芝学園、1）と、教育後援会における不適切な会計処理を受け、理事長が不適切な支出（1992（平成4）年度～2007（平成19）年度において26,407,952円）に関する損失の補填を行った旨が示されている。

この事例においては、学校法人大阪初芝学園と教育後援会との関係が明確になっていない。すなわち学校法人大阪初芝学園の内部組織としての教育後援会なのか、あるいは教育機関や学校法人とは独立した保護者を中心とする教育後援会組織なのか不明である。しかしながら、現在も一部の大学教育後援会は大学の組織の中に組み込まれている、あるいは大学の影響力が強く及ぶ組織があることが予想されることから、本事例は、独立組織として大学教育後援会の位置づけの重要性を認識させられる事例である。言い換えれば、大学教育後援会の設置の経緯から、大学や法人（学園）の内部組織として位置づけられたとしても、その運営においては、大学や法人（学園）の影響を排除した仕組みが整備される必要がある。

今後の大学教育後援会の組織形態を検討する上においても、内部組織、外部組織の観点からのアプローチとその各々の特徴を検討することが重要と言える。

（2）大学教育後援会の担当者である大学職員による不正

上記の学校法人大阪初芝学園における不適切な会計処理の事例は、教育後援会と学校法人や大学組織との関係に関する課題をもたらし事例であった。これに類する事例として、国立大学法人京都教育大学における教育後援会費の私的流用事件がある。この事例は、外

¹⁰ 本事例では、学校法人と教育後援会との間で生じた不正事例であり、本稿の対象である大学教育後援会ではない。したがって、本事例中では「教育後援会」として示している。なお、本事例は大学教育後援会の不正の検討、不正の防止に参考になる事例である。

¹¹ 第43号において指摘されている通り、学校法人大阪初芝学園が公表した報告書や当時の新聞報道等の記事では不正の詳細を確認することはできないが、教育後援会が不適切な会計処理を行っていた事実はいずれも知ることができる（日本公認会計士協会、2010B、31）。

部組織である大学教育後援会の会計事務担当であった大学事務職員が私的に会費約770万円を流用した事件である。

この事件は、文部科学省から出向した職員が大学教育後援会の会計事務担当になっているところに注目する事件である。つまり、大学とは独立した外部組織である大学教育後援会において、大学の事務職員が担当として関与することが組織における内部統制やガバナンス上の問題につながることを示している。

大学事務職員が大学教育後援会に関与することは、在学生の保護者を中心とする組織が権利能力なき社団として法人化されず、その組織運営が、その事業目的の遂行、会費の管理、運営を行う能力を満たした役員が常に構成されない組織上の問題から生じている¹²。さらに言うなれば、大学教育後援会組織において保護者を中心とする役員のみによる構成では、その運営に不安が生じる面もなくはない。そこに大学側の専属の担当者が加わることは、その担当者に必要以上の権限が委譲されるリスクを孕んでいることを認識する必要がある。この点においても本事例は大学教育後援会の組織形態によっては防ぐことができた事例であり、その内部統制やガバナンスのあり方も含めた体制を検討する必要がある。

以上の他、大学教育後援会をめぐる不正として、会費として徴収した後援会費の残金を学校法人に寄附し、学校法人名での領収書を発行した事例などもある。学校法人への寄附は、文部科学省通知第454号「私立大学における入学者選抜の公正確保等について（通知）」の6（5）にある「入学者又はその保護者等関係者から大学の教育研究に直接必要な経費に充てられるために寄附金又は学校債を募集する場合は、後援会等によらず、すべて学校法人が直接処理すること（下線は筆者）」に反することになるが、大学教育後援会の事業目的の一つに多くの組織が定めている教育・研究環境の改善支援などとの関係で実際には微妙な事例が存在している。

いずれにしても、大学教育後援会における運営と管理に関わる問題、ひいては組織のガバナンスに関する問題があると思われる。不正の防止の在り方など、各大学教育後援会における実態を調査し、その成果を各大学教育後援会において共有することの意義は大きいものである。

¹² 本事件を受け、監督者の責任として学長および理事（労務・財務担当）が役員報酬の自主返納、理事・副学長（教務・学生指導担当）および理事（労務・財務担当）・事務局長に対して学長からの厳重注意の対応がなされている。本来、完全な独立組織として大学教育後援会が運営されている場合には、このような役員報酬の返納や厳重注意は行われないものである。

Ⅳ. 大学教育後援会の組織体制の在り方、方向性

今後、大学教育後援会の運営主体やそのガバナンスを検討するにあたって、「権利能力なき社団」を維持する選択のみならず、さまざまな法人形態による運営をも視野に入れることも各大学教育後援会は必要である¹³。以下では、現在の検討段階において、「権利能力なき社団」の代替あるいは現状を補完する非営利組織について、その概要を取り上げ、今後の大学教育後援会組織の在り方についてその方向性を示すことにする。

1. 大学教育後援会による法人化と非営利組織との連携事例

大学教育後援会が実際に非営利組織の法人格を取得している事例や非営利組織がその運営に深く関わる事例がある。今後の検討において大学教育後援会による法人格の取得状況などの詳細を明らかにする予定であるが、ここでは一先ずその事例を一般社団法人・一般財団法人および公益社団法人・公益財団法人の場合と特定非営利活動法人（NPO 法人）の場合を紹介する。

（1）一般社団法人・一般財団法人および公益社団法人・公益財団法人の法人格を有する大学教育後援会

内閣府が運用している公益法人 information¹⁴を利用して法人格をもつ大学教育後援会の検索を行った。各法人において、法人名称に「大学」を含む法人を検索したところ、一般社団法人19法人、一般財団法人22法人、公益社団法人10法人、公益財団法人38法人があることがわかった。その中で本稿に関係する大学教育後援会組織と思われる組織は、一般社団法人0、一般財団法人は5法人、公益社団法人0、公益財団法人3法人であった。公益財団法人の大学教育後援会には、一橋大学後援会や神戸大学六甲台後援会、小樽商科大学後援会が該当する。これら3件の大学教育後援会は、本稿の大学教育後援会とは異なり、保護者の参画や関与がまったくない組織であった。一般財団法人の大学教育後援会には、大阪大学後援会や北九州市立大学後援会、高崎経済大学後援会が該当するが、これらの内、

¹³ 大学教育後援会が法人化を選択する理由として、先に示したように、法人化による対外的な手続きの実施をスムーズに行うことを目的としている面が大きいと思われる。ただ、大学教育後援会と同様の組織である同窓会・校友会組織における法人化の理由として、大学にとって、「圧倒的な私的影響力」を持つ卒業生を大学の意思決定から遠ざけるための手段であると指摘しているが（古畑、4）、大学教育後援会は同窓会・校友会とは大学との関係が異なることから、大学教育後援会の法人化の直接的な理由にはならないと考えている。この点については、稿を改めて詳細に検討する必要があると考えている。

¹⁴ 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人 information」<https://www.koeki-info.go.jp/>

本稿の大学教育後援会に該当する組織は、高崎経済大学後援会のみであった。後援会と名が付く法人においても、本稿における定義に当てはまる大学教育後援会はごく限られている。後援会と名が付くが、本稿の大学教育後援会とは異なる法人を設置する大学においては、保護者が会員となる、あるいは保護者との連携の上での事業を行う組織自身が存在しない状況であり、その実態把握は重要であるとも言える。

今回の簡易的な調査においては一般社団法人や公益社団法人では、大学教育後援会組織が存在しないことがわかった。名称に「後援会」を含まない大学教育後援会（や寄附等の資金運用による一般的な後援事業を行う大学教育後援会と異なる後援会組織）もあると考えられることから、今後の検討において更なる詳細な調査が必要と考えられる。

本調査により、大学教育後援会と同じく大学との連携を強める傾向にある同窓会や校友会や学友会においても法人化されている組織が多数存在する事がわかった。そのほとんどは一般社団法人の法人格を有しており、後援会組織と同窓会組織との事業内容やその規模の違いから生じているものと推測でき、今後、その組織体の事業内容と組織形態の関係についても明らかにすべき点である。

(2) 特定非営利活動法人（NPO 法人）と大学教育後援会

公益法人には一般、公益の社団法人・財団法人の他、広義の公益法人として学校法人、医療法人、宗教法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人（以下、NPO 法人とする）などがある¹⁵。これらは所謂特別法に基づき設置される法人であり、これらの法人の内、本稿で検討対象である大学教育後援会は、NPO 法人化しているところがあるのではないかと想定に基づき、NPO 法人を検討対象に加えることにした。

ここでNPO 法人とは、特定非営利活動促進法により20の活動分野が定められている。この20の活動分野の一つひとつの定義については法規程には明記されておらず、社会通念の許す範囲でできる限り柔軟な解釈のもと常識に従って判断され、事業が行われることになっている。したがって、NPO 法人の設立時には行政の認証が必要であるが、社会通念に基づき事業運営がなされている現状から、NPO 法人の事業としては疑問を抱くものも見受けられる。ただ、大学教育後援会の事業目的に類出する「教育支援」が、NPO 法人における20の活動分野の中の「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」「子どもの健全育成を図る活動」などと適合することから、大学教育後援会とNPO 法人についてもその検討対象に加えている。

そこで大学教育後援会とNPO 法人をつなげるため、内閣府のNPO 法人ポータルサイ

¹⁵ 公益法人を含めた非営利組織について整理、検討したものとして藤岡（2013）を参照されたい。

ト¹⁶で法人名について簡易検索を行った。法人名称に「大学」を含む法人を検索したところ、125法人がある事がわかった。同様に、「後援会」を含む法人を検索したところ7法人あることがわかった。しかしながら今回の調査においてはNPO 法人格をもつ大学教育後援会は確認することができなかった。一般、公益の社団法人・財団法人同様に、名称に「後援会」を含まない大学教育後援会が存在する可能性もあることから、引きつづき全国の大学教育後援会を対象としたアンケート調査など詳細な調査が必要であると考えている。

なお、名称に「大学」を含むNPO 法人が125法人存在するが、そのほとんどが学校教育法に規定された大学とは異なり、生涯学習事業・公開講座事業を行う組織やそれら講座を受講した者の卒業生の会、大学と連携して各種事業を行う組織などがほとんどである。

ここで、NPO 法人を対象とした簡易調査においてNPO 法人が運営する大学教育後援会が抽出できなかった理由としては、NPO 法人の設立根拠法である特定非営利活動促進法第2条に規定された「特定非営利活動」の定義が影響していると考えられる。すなわち、上述のように同法第2条第1項において「特定非営利活動」とは、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」や「社会教育の推進を図る活動」などのような特定の20種類の活動であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている。すなわち、活動対象が不特定かつ多数となっていることから、在学生の保護者という限定された対象を目的として設立することには困難が伴うものと考えられる。

今後の調査、検討によっては、大学教育後援会とNPO 法人との新たな関わりが発見できる可能性もあるが、現時点においては、特定非営利活動の一つである社会教育の推進に関して、大学教育後援会との連携事業を行うことにより関与する可能性を想定した検討を今後進める必要がある。

2. 学校法人と大学教育後援会との共同出資による株式会社設置と大学教育後援会

前節で検討したように、非営利組織として法人化された大学教育後援会がある一方で、学校法人と大学教育後援会が共同出資を行い、民間企業（株式会社）を設立している事例がある¹⁷。これら民間企業は、損害保険や生命保険の代理店、その他施設運営や業務請負を行っている。その一例を示すならば以下の表3の組織がある。

¹⁶ 内閣府 NPO ホームページ「NPO 法人ポータルサイト」<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>

¹⁷ 大学経営と出資会社について検討した先行研究に森（2019）がある。

表3 学校法人と後援会等との共同出資による組織

法人名	出資者	事業目的（抜粋）
株式会社福岡大学サービス	学校法人福岡大学と福岡大学父母後援会	福利厚生面を側面から支援・奉仕する。 各種損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 不動産の賃貸借及び斡旋業 各種情報の収集処理並びに販売に関する事業 コンビニエンス・ストアの経営、プレイガイド業 事務用品・事務用機器の卸・小売 室内装飾品・装身具・家庭用日用雑貨品の販売 スポーツ用品・衣料品、写真機・写真機材の販売 内装、電気工事の設計・施工・請負 書籍、教育関係用品、食料品、酒類の販売 医薬品、化粧品、計量器等の販売業 自動販売機管理、医療用物品・医療器材の販売 レンタル事業など
株式会社法政保険プラザ（旧 株式会社 橙青）	学校法人法政大学および法政大学後援会（現在は、学校法人法政大の100%出資子会社の株式会社エイチ・ユーの子会社）	学生教育研究災害障害保険の取り扱い 学研災付帯学生生活総合保険の取り扱い
株式会社エスアイテック	学校法人芝浦工業大学と父母会（後援会）、卒業生（校友会）	芝浦工業大学の教育と研究の発展向上をサポート ロボット教材販売、各種印刷物の制作、人材派遣、建築工事、施設管理など

出所) 筆者作成

これらの組織は、本来、大学が直接手掛ける事業、大学が外部の業者に委託して行う事業であるが、大学自らが実施することのコスト・ベネフィットの関係、外部に委託することによるリスク(大学関係者とのつながりから入構業者との契約解除ができない場合など)を回避するとともに、大学教育後援会の主たる事業目的である教育支援を間接的に実施、支援するために設立された形態である。つまり、大学教育後援会が開設した大学キャンパス内のコンビニエンス・ストア運営などは会則規程に抵触する可能性が高く、直接運営できないものを出資法人として別法人化の運営とすることにより間接的に在学生のキャンパスライフの支援をするものとなっている。

この共同出資という形態は、大学教育後援会そのものの運営主体の議論とは異なるものの、その事業を実施する主体、すなわち、前節のNPO法人との協働による実施とその性格を同じくするものであり、注目すべき形態である。ただし、大学教育後援会における会則規程と株式会社出資との整合性がとられ、会員である在学生の保護者の合意のもとに出資が行われ、株式会社の利益の用途についても管理が徹底されていることが重要である¹⁸。

¹⁸ 芝浦工業大学と父母会等の共同出資による株式会社エスアイテックの利益については、すべて芝浦工業大学に還元する旨がホームページ上で示されている。

大学教育後援会が直接、株式会社化することにはならないものの、株式会社という組織上の長所をいかした側面支援として、今後の検討対象となるものである。

V. おわりに

本稿では、権利能力なき社団に位置づけられる大学教育後援会における組織体制、機関設計、ガバナンスに関する今後の検討課題についてその方向性を示したものである。大学教育後援会を研究対象としたものは、大学評価と関連付けた先行研究が存在するのみであり、その組織やガバナンス等について検討したものは確認できていない。

そこで本稿では、非営利組織を中心とする監査・ガバナンス研究を行ってきた藤岡と特定非営利活動法人の副理事長としての経歴を有し、かつ大学とNPO法人との地域連携などの知見のある井上がそれぞれの得意分野をいかして検討を進めるための研究の方向性を抽出したものである。

共同研究の契機は、両名が所属する大阪産業大学の在学生の保護者組織である後援会総会において、その会計報告に対する会計監査（在學生保護者の役員が担当）のみならず、法規定などない中に後援会とは独立した第三者である公認会計士による財産目録や銀行残高証明書、各種帳簿などの調査結果報告書が添付されていたことにある。公認会計士による法定監査は定められていない中、任意に所謂監査に類する行為を実施していることにより、組織の透明性向上、ガバナンス体制の確立が行われており、他の大学教育後援会においてもその様子が見られたことが、このテーマに注目した始まりである。

検討のスタートとともに、大学教育後援会をはじめとしてPTA組織など、これまで組織形態やそのガバナンス、内部統制などについての検討があまり活発に行われていないことがわかり、まずは本稿においてその検討課題を抽出し、今後の検討によって大学教育後援会の管理運営体制の向上に資する成果を報告する予定である。

なお、本稿の検討を通して、今後の大学教育後援会の検討内容としては以下の事項を取り上げ、今後、検討を進める予定である。

- ① 日本における大学教育後援会の設置状況とその運営主体の確認
→法人化の意義と組織のガバナンスや内部統制の整備状況の確認
- ② NPO法人による大学教育後援会運営の協働の在り方
→地域との橋渡しとしてのNPO法人活用の可能性
- ③ 大学教育後援会の事業目的と大学と大学教育後援会による共同出資会社の事業目的との比較検討

→大学との協働体制の拡充としての役割の確認

④ 不正事例の詳細調査

→防止のための内部統制や外部の第三者による監査の活用の可能性

⑤ 上記検討において後援会等との比較の実施

本稿で得られた知見をもとに、後援会等の調査、研究を進め、後援会等の運営に苦慮している運営者の一助になる成果を公表できることを目標として今後も検討を進める予定である。

【参考文献】

- 阿久澤利明（1984）「権利能力なき社団」、星野英一編集代表『民法講座 第1巻 民法総則』所収、有斐閣、237-291頁。
- 天野郁夫（2000）「大学の同窓会—歴史と展望—」『IDE 現代の高等教育』IDE 大学協会、2000年6月、5-11頁。
- 江原昭博（2009）「アメリカにおける大学の同窓会—その成立過程と日本への示唆—」『国立教育政策研究所紀要』第138集、125-139頁。
- 大川一毅（2016）「大学における全学同窓会組織の目的と機能—母校支援に関わる自覚的責務とその背景—」『アルテス リベラレス（岩手大学人文社会科学部紀要）』第99号、2016年12月、145-164頁。
- 大川一毅・大野賢一・寫田敏行（2020）「大学教育後援会の現況と大学評価の可能性」『アルテス リベラレス（岩手大学人文社会科学部紀要）』第107巻、2020年12月、305-325頁。
- 学校法人大阪初芝学園（2008）「学校法人大阪初芝学園における不適切な会計処理の是正計画—行動プログラム—」。
- 国立大学法人京都教育大学（2018A）「「教育後援会費」の私的流用について（お詫び）」、<https://www.kyokyo-u.ac.jp/kyouikukouenkai/pdf/20180728.pdf>。
- （2018B）「元本学事務職員に対する監督者の責任について（ご報告）」、<https://www.kyokyo-u.ac.jp/kantokushasekinin.pdf>。
- 後藤元伸（2020）「民法改正後の民法上の組合と権利能力なき社団：ドイツにおける権利能力なき社団論の現代的転回とともに」『ノモス』第47巻、1-44頁。
- 高田英一（2012）「国立大学の運営における同窓会の位置づけの現状について—中期計画の記述の分析を中心に—」『大学探求』第4号、1-9頁。
- （2014）「国立大学における全学同窓会の設立及び活動の実態と課題：同窓会担当理事に対するアンケート調査の結果を中心に」『非営利法人研究学会誌』第16巻、113-124頁。
- （2015）「国立大学における全学同窓会の運営のあり方：部局同窓会との調整と同窓生の関心の獲得を中心に」『非営利法人研究学会誌』第17巻、121-134頁。
- 竹尾和子（2019）「地域システムとしてのPTAという構想」『東京理科大学紀要（教養篇）』第51号、

1-18頁。

寺崎昌男（2012）「大学改革と同窓会・校友会」『私学経営』第448号、4-10頁。

納屋雅城（2015）「裁判例における権利能力なき社団概念の機能」『獨協法学』第97号、8月、75-96頁。

日本経済新聞（2018）「文科省職員、770万円横領」2018年7月31日朝刊、35頁。

日本公認会計士協会（2010A）経営研究調査会研究報告第40号「上場会社の不正調査に関する公表事例の分析」。

——（2010B）経営研究調査会研究報告第43号「非営利組織の不正調査に関する公表事例の分析」。

原裕美（2016）「戦前における私立大学校友会の役割：関西地区私立大学を中心に」『名古屋高等教育研究』第16号、155-175頁。

——（2017）「戦時下における私立女子専門学校と同窓会の関係性」『大学教育研究』第25号、43-62頁。

林良平・前田達明（1991）『新版 注釈民法（2）総則（2）』有斐閣。

藤岡英治（2013）『医療機関のガバナンスと監査』中央経済社。

古畑翼（2021）「大学同窓会組織の逆機能及び回避の可能性」『九州大学教育社会学研究集録』第21号、1-14頁。

星野豊（2016A）「PTAの法的地位（1）」『筑波法政』第67号、2016年8月、1-10頁。

——（2016B）「PTAの法的地位（2）」『筑波法政』第68号、2016年10月、79-86頁。

——（2018）「PTAの法的地位（3・完）」『筑波法政』第73号、2018年1月、1-8頁。

村山孝道（2020）「PTAは持続可能か？（1）—必要論・不要論の実態を探る—」『京都文教短期大学研究紀要』第59集、2021年3月、13-24頁。

望月由孝（2019）「PTA活性化のための提言」『立正大学教職教育センター年報』第1号、2019年3月、111-121頁。

森泉章（1966）「権利能力なき社団に関する研究」『商學論集（福島大学）』第34巻第4号、1966年3月、1-113頁。

森卓也（2019）「大学経営における出資会社の役割に関する研究」『大学経営政策研究』第9号、2019年3月、87-103頁。